

幌延町多世代交流施設整備事業基本計画・基本設計業務
公募型プロポーザル選定審査会設置要綱

令和7年3月12日 制定

令和7年3月25日 改正

(目的)

第1条 この要綱は、幌延町多世代交流施設整備事業基本計画・基本設計業務公募型プロポーザル実施要綱第2条で定める選定審査会の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 この審査会は幌延町多世代交流施設整備事業基本計画・基本設計業務公募型プロポーザル選定審査会（以下「審査会」という。）と称する。

(業務概要)

第3条 審査会は、施設の複合化による様々な問題や課題を柔軟な発想力や企画立案力等によって解決し、実効性の高い計画や設計を行う優れた者（以下「優先交渉者」という）を選定するため、町長からの諮問や指示により必要な業務を行うものとする。

2 優先交渉者との契約協議が不調となり契約合意に至らなかった場合に備え、優先交渉者の次に評価の高い次点交渉者を特定するため、町長からの指示により必要な業務を行うものとする。

(所掌事務)

第4条 審査会は、前条の業務を遂行するため次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 本プロポーザルへの参加資格要件の審議
- (2) 優先交渉者の特定方法の審議
- (3) 一次審査及び二次審査の方法や結果の通知、評価基準等の審議
- (4) 失格事項の審議
- (5) その他優先交渉者を特定するために必要な事項の審議
- (6) 技術提案書提出者の選定
- (7) 優先交渉者及び次点交渉者の特定

(組織)

第5条 選定審査会は15名以内で組織する。

2 委員は次に掲げる者へ、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者及び専門的知識を有する者（外部有識者）
- (2) 幌延町まちづくり町民参加条例第20条に定める公募による者
- (3) その他識見を有する者として、町長が必要と認めた者

3 委員は次に掲げる職をもって充てる。

- (1) 副町長
- (2) 保健福祉課長
- (3) 保健福祉課課長補佐（保健）
- (4) 保健福祉課社会福祉係長
- (5) 保健福祉課保健推進係長
- (6) 保健福祉課包括支援係長
- (7) 保健福祉課居宅介護支援係長
- (8) 産業建設課長
- (9) 産業建設課課長補佐（建設管理）
- (10) 総務企画課長

4 委員の任期は、優先交渉者及び次点交渉者が特定され、優先交渉者又は次点交渉者と随意契約が締結される日まで。

（委員長）

第6条 審査会に委員長を置き、副町長をもって充てる。

- 2 委員長は審査会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、委員のうちから委員長が予め指名した者が職務を代理する。

（会議）

第7条 審査会の会議は、委員長が招集する。

- 2 審査会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 前項の規定に関わらず、委員長が審査会を招集するいとまがないと認めるとき、その他やむを得ない理由があるときには、全委員に対する回議をもって開催したものとすることができる。
- 4 会議の議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数の時は委員長が決するところによる。
- 5 審査会は非公開を原則とする。

（Web会議システムの利用）

第8条 委員長が必要と認めるときは、委員はWeb会議システムを利用して会議に出席することができる。

- 2 Web会議システムによる出席は、第7条第2項に定める出席として取り扱うものとする。なお、Web会議システムの利用において、映像を送受信できなくなった場合であっても、音声が即時に他の委員に伝わり、適時的確な意見表明を委員相互で行うことができるときも同様とする。
- 3 Web会議システムの利用において音声を送受信できなくなった場合には、当該Web会議システムを利用する委員は、音声を送受信できなくなった時刻から退席したものみなす。

4 Web会議システムの利用に当たっては、できる限り静寂な個室その他これに類する環境を確保するものとする。

（関係者の出席）

第9条 委員長は、必要があると認められるときは、審査会の議事に関係のある者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

（事務局）

第10条 審査会の庶務は、総務企画課企画振興係で行う。

（秘密の保持）

第11条 審査会の委員又は審査会に出席した者は、その職務上知りえた秘密を他に漏らしてはならない。なお、委員でなくなった場合においても同様とする。

（補足）

第12条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。